平成28年第2回

浅川清流環境組合議会定例会会議録

平成28年11月9日

浅川清流環境組合議会

平成 28年

浅川清流環境組合議会会議録目次

第2回定例会

出	席		議		員		_
欠	席		議		員		
出	席	説	戼]	員	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	_
議	事		日		程		
開	会	•	閉	1	議		3
会讀	養録署	名諺	員の	の指	名		3
会	期	\mathcal{O}	決	Ļ	定		_
管	理	者	幹	Ž	告		_
会	務		報		告		4
(議多	 E L E E E E E E E E E E)					
議	案	第	1	1	号	平成27年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について ・・・・・・・	4
議	案	第	1	2	号	浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定	
						委員会設置条例を廃止する条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
議	案	第	1	3	号	浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費	
						用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
議	案	第	1	4	号	平成28年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)1	.0
議	案	第	1	5	号	新可燃ごみ処理施設整備・運営事業に係る建設工事請負契約	
						の締結について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	. 1
(計	養員派	遣)					
議	員》	ξì	豊 (の	件		4
閉					会		5

平成28年

浅川清流環境組合議会会議録

第2回定例会

日 時 平成28年11月9日(水)午後2時 場 所 東京自治会館

出席議員(12名)

1番	奥	住	匡	人	君	2番	谷		和	彦	君
3番	峯	岸	弘	行	君	4番	秋	Щ		薫	君
5番	木	村		徳	君	6番	さ	\mathcal{O}	久美	急子	君
7番	本	橋	たく	くみ	君	8番	幸	野	おさ	さむ	君
9番	鈴	木	成	夫	君	10番	田	頭	祐	子	君
11番	中	根	三	枝	君	12番	小	林	正	樹	君

欠席議員(0名)

説明のため会議に出席した者の職氏名

管 理 者	大 坪	冬彦	君	副管理者	井	澤	邦	夫	君
副管理者	西岡	真一郎	君	代表監査委員	石	田		等	君
会計管理者	真 島	均	君	事務局長	高	野	賢	司	君
総務課長	小 坂	彰 久	君	事業課長	設	楽	尚	人	君
総務課主幹	花 野	彰 彦	君	事業課事業係長	<u> </u>	宮	達	郎	君

会議に出席した事務局職員の職氏名

書 記 青木哲哉君 書 記 吉田雄哉君

速記委託先 住所 東京都千代田区神田美土代町7番地4

扶桑速記印刷株式会社 代表取締役 鎌 形 忍

速記者 小倉純一君

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 管理者報告

日程第4 会務報告

(議案上程)

日程第5 議案第11号 平成27年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について

日程第6 議案第12号 浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員

会設置条例を廃止する条例の制定について

日程第7 議案第13号 浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁

償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第14号 平成28年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第15号 新可燃ごみ処理施設整備・運営事業に係る建設工事請負契約の締

結について

(議員派遣)

日程第10 議員派遣の件

○議長(秋山薫君) 皆さん、こんにちは。

これより、平成28年第2回浅川清流環境組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員12名であります。

○議長(秋山薫君) これより、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第74条の規定により、議長において、10番田頭祐子議員、11 番中根三枝議員を指名いたします。

○議長(秋山薫君) 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。

会期については、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○磯文(M田黒石) ― 柳共峨はいものと応めまり。まつく、云朔は平日1日と伏足いたしました

○議長(秋山薫君) 次に、日程第3、管理者報告を行います。 管理者から報告を求めます。大坪管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 皆様、こんにちは。

本日は、大変お忙しいところを御参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平成28年の第2回浅川清流環境組合議会定例会を開催していただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、私のほうから管理者報告をさせていただきます。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な組合事業の経過につきまして、2件の報告を行います。

1、環境影響評価書の作成。

東京都環境影響評価条例に基づいて作成していた新可燃ごみ処理施設整備事業環境影響評価書案は、昨年12月に縦覧され、7回、説明会を実施しました。この評価書案に対し、都民の皆様や周辺市市長から、25件の意見書が提出されました。組合では、これらの意見に対する見解を明らかにするため、見解書を作成し、4月22日から5月11日までの20日間、縦覧に供されました。東京都は、これら評価書案や見解書の内容について、都民の意見を聴くため、5月31日に東京都主催で都民の意見を聴く会を開催し、21人の方々が公述されました。7月5日、東京都条例に基づいて、本事業に対する環境影響評価書案審査意見書が東京都知事から送付されました。この意見書では、「本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められる。」とした上で、「工事の施工中及び完了後において、計画中の北川原公園予定地内の専用道路を車両が通行することにより、自然との触れ合い活動の場として公園を利用する人々の安全確保、大気汚染及び騒音・振動への影響が懸念されることから、さらなる環境保全のための措置を検討するとともに、必要に応じて予測地点を追加すること。」など5点の指摘を受けました。組合では、直ちに追

加調査を実施し、これらの意見を踏まえた上で、環境影響評価書を作成し、10月31日、東京都知事に 提出をいたしました。環境影響評価書は11月21日から12月5日まで、関係市において縦覧に供される こととなります。

2、新可燃ごみ処理施設整備・運営事業に係る事業者の選定。

浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業第3回事業者選定委員会が2月19日に開催され、委員会設置条例に基づき、民間事業者の選定方法に関すること、民間事業者の募集要項及び選定基準に関することなどについて答申を受け、2月26日に入札公告を行い、入札説明書等を公表して、総合評価一般競争入札による事業者選定の具体的な手続に入りました。入札には2者が参加し、8月23日に開催された第5回事業者選定委員会でのヒアリング及び提案書類の加点審査の結果、価格点及び非価格点ともにまさった日立造船グループが最優秀提案者として選定され、落札者として決定いたしました。その審査過程や審査内容が事業者選定委員会から審査講評として取りまとめられて、管理者に答申されましたので、10月3日に組合ホームページで公表いたしました。事業者選定委員会からは、審査講評の結びである総評において、「組合及び事業者は、本事業が3市の市民生活にとって極めて重要な位置づけを担うものであることを再度認識し、事業の円滑な推進に努めることを期待する。」とした上で、「事業期間を通じて公害防止基準の遵守等の十分な環境対策を実施すること。」を初めとする6点にわたる要望がなされています。本事業の実施は長期間にわたります。この審査講評の総評も念頭に置いて今後の事業を進めてまいります。

以上、主要な事項について御報告申し上げ、議会の御理解、御指導をよろしくお願い申し上げます。 〇議長(秋山薫君) これをもって管理者の報告を終わります。

○議長(秋山薫君) 次に、日程第4、会務報告を行います。

会務報告については、お手元に配付いたしました報告書のとおりですので、事務局長の報告はこれ を省略いたします。

これをもって会務報告を終わります。

○議長(秋山薫君) これより、議案第11号、平成27年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定の 件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第11号、平成27年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定を求めるものであります。

平成27年7月1日に組合が設立されたため、平成27年度予算は9カ月分の予算となっております。 歳入決算額は7億3,671万1,044円、歳出決算額は7億1,259万4,838円、歳入歳出差引残額は2,411万6,206円であります。

なお、浅川清流環境組合監査委員の決算審査意見書及び事務報告書などの資料を添えて提出をいた します。 詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御承認のほどお願い申し上げます。

- ○議長(秋山薫君) 代表監査委員から審査報告を求めます。
- ○代表監査委員(石田等君) 代表監査委員の石田でございます。

平成27年度浅川清流環境組合一般会計決算の審査結果について、御報告申し上げます。

本決算の審査につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、管理者より審査に付されました決算書及び決算付属書類について、中根監査委員とともに、慎重に審査いたしました。

審査の結果、決算書及び決算付属書類の計数は、関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また出納閉鎖日における平成27年度歳計剰余金と、指定金融機関の発行した証書類と照合、検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても、地方自治法及び関係法令等の主旨に基づき、おおむね適正に執 行されているものと認めました。

以上、御報告申し上げます。

- ○議長(秋山薫君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。
- ○事務局長(高野賢司君) 事務局長でございます。

議案第11号、平成27年度浅川清流環境組合一般会計決算の認定について、御説明を申し上げます。 議案書と一緒に提出いたしました別冊の平成27年度一般会計歳入歳出決算書で御説明いたします。 恐れ入りますが、2ページ、3ページをお開き願います。平成27年度歳入歳出決算総括表でござい ます。一般会計の欄、左側から予算現額は7億3,670万4,000円、歳入決算額は7億3,671万1,044円、 歳出決算額は7億1,259万4,838円、歳入歳出差引額は2,411万6,206円、一番右側でございますが、実 質収支額は同じく2,411万6,206円でございます。歳入歳出差引残額である剰余金2,411万6,206円につ きましては、地方自治法第233条の2の規定により、平成28年度の歳入に繰越処理をしております。

引き続き、事項別明細書により御説明させていただきます。

恐れ入りますが、12ページ、13ページをお開き願います。歳入の決算状況でございます。款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金、節1組合構成市負担金、同じ行の13ページ側です。収入済額は7億3,670万2,000円でございます。その右側、備考欄の上段、組合運営に係る事務経費負担金1億3,670万2,000円につきましては、構成団体である日野市、国分寺市、小金井市で等分の負担をしていただき、その下、周辺環境整備負担金6億円は国分寺市、小金井市の2市で負担をしていただいたものでございます。

その下、款2諸収入、項1預金利子、目1預金利子、節1預金利子、13ページ、収入済額は7,093 円でございます。事務経費の一部を指定金融機関である三菱東京UFJ銀行で自動継続の1カ月定期 預金として運用した利息でございます。

その下、項2雑入、目1雑入、節1雑入、13ページ、収入済額は1,951円で、組合職員が加入いたします遺族共済年金附加事業に係る支払事務に対する負担金でございます。

収入済額の合計は7億3,671万1,044円で、調定額に対する収入率は100%でございます。

恐れ入りますが、14ページ、15ページをお開き願います。続きまして、歳出でございます。款1議会費、項1議会費でございます。15ページの備考欄の上段、1議会事務経費は、議員報酬や事務経費

等で、支出済額は349万377円、予算現額に対する執行率は87.2%でございます。

下段の款 2 総務費、項 1 総務管理費の備考欄、 1 一般管理経費は、管理者等の報酬、職員給与、広報紙作成配布業務委託、事務機器等の使用料、日野市周辺環境整備負担金等で、支出済額は 7 億594万2,261円。予算現額に対する執行率は97.2%でございます。

16ページ、17ページをお開き願います。下段の款3事業費、項1ごみ処理費、備考欄、1施設建設 経費は、新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会報酬と技術支援業務委託料で、支出済額316 万2,200円、予算現額に対する執行率は91.8%でございます。

その下、款4予備費は、300万円計上させていただきましたが、充当はございませんでした。 歳出予算合計の執行率は96.7%、予備費を除いた執行率は97.1%でございます。

続きまして、平成27年度に組合が行いました主な事業と地方自治法第233条第5項の規定に基づく主要な施策の成果を御報告いたします。

恐れ入りますが、別冊の平成27年度事務報告書をごらんください。4ページ、5ページをお開き願います。4ページの中段の下、3、行政視察に関することでございます。1月21日に借り上げマイクロバスで平塚市環境事業センターに組合議会として初めて行政視察を実施いたしました。出席議員は11人でございました。

次の5ページ、一番上、2、例月出納検査を昨年の10月28日と今年の1月27日の2回、代表監査の 石田委員と議会選出の中根委員により実施していただきました。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開き願います。右側の7ページの一番下、個人情報保護 運営審議会でございます。1月18日に1回開催いたしました。

次の8ページ、9ページをお開き願います。8ページの上段、情報公開・個人情報保護審査会は、昨年9月15日に1回開催いたしました。9ページの一番上、4、広報に関することでございます。組合が設立されました昨年7月に組合ホームページを立ち上げて、情報発信に努めるとともに、組合広報紙浅川清流環境組合ニュースを昨年11月と今年3月の2回、構成団体である日野市、国分寺市、小金井市の全戸に配布をしております。

少し飛びまして、12ページ、13ページをお開き願います。第5章、新可燃ごみ処理施設整備事業の下段、1、ごみ処理施設建設環境影響評価業務の主な成果でございます。

東京都条例に基づく環境影響評価手続につきましては、昨年12月7日から今年の1月12日までの間、 評価書案の縦覧、閲覧を行いました。また、12月8日から12月20日までの間に説明会を日野市で4回、 国立市、府中市、多摩市で各1回の計7回開催いたしました。

右側の13ページ、2、新可燃ごみ処理施設建設・運営に係るアドバイザリー業務の主な成果でございます。新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会を3回開催し、事業者の選定方法や落札者決定基準等が決定され、2月26日に3市の掲示板と組合ホームページで入札公告を行い、入札説明書、落札者決定基準、要求水準書、予定価格等を公表いたしました。

平成27年度の一般会計決算と主要な施策の成果は以上のとおりでございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(秋山薫君) これより質疑に入ります。幸野おさむ議員。
- ○8番(幸野おさむ君) 平成27年度の一般会計歳入歳出決算書ということで、初年度ということ

で、金額は7億3,600万円という形になっていて、特に何か問題があるという指摘、意見を言うつもりはないのですけれども、周辺環境整備負担金というものがその7億3,600万円のうち6億円という形で、その中身が国分寺市と小金井市が3億円ずつ負担するということで、覚書に基づいて執行されているのだと思うのですけれども、この中身について、恐らく日野市さんのほうの決算では報告もされているのだろうと思うのですけれども、一部事務組合もこのような形で決算書に明記されていることからいって、あるいはまた国分寺市、小金井市さん、そして日野市さんと3市の議員で構成しているということから、ここの中身についてもちょっと御報告をいただけるとありがたいのですけれども。

○議長(秋山薫君) 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長(高野賢司君) ただいまお尋ねの件は、決算書の13ページ、歳入のほうの備考欄の周辺環境整備負担金6億円、それから歳出でいきますと、17ページ、右側の備考欄の中段で、19負担金のところにある6億円。これの使途ということでよろしいでしょうか。

平成27年度の周辺環境整備負担金の使途につきましては、市道C2号線道路改良工事。C2号線というのは、多摩川沿いの道路でございますけれども、そこの改良工事、それから北川原公園測量実施設計業務委託、それから公共用地の購入、この3点に使用したということで、実績報告を日野市のほうからいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長(秋山薫君) 幸野おさむ議員。

○8番(幸野おさむ君) 今、口頭で御報告いただきましたけれども、今後も毎年、このお金が小金井市さんと我々国分寺市のほうから拠出されてくるということになると思うのですね。3市の覚書によると、日野市さんと一部事務組合との間で協定書が結ばれる。一部事務組合と国分寺市、また小金井市との間での協定書が結ばれる。それで、年度ごとに日野市さんからこの一部事務組合に対して環境整備の事業の負担の実績報告が行われると、こういう関係になっていると思うのです。我々国分寺市議会でも、当然、市民に対してそのお金がどのように効果的、効率的に使われているかということを説明する責任も問われてくると思うのですけれども、一部事務組合でも当然それが求められているのは同様だと思いますので、きょう何かこの27年度の関係で求めるということではないのですけれども、今後、もしよろしかったら、決算なり何なりのときに実績報告の書類なり何なりを、ぜひ御提出いただけると、一部事務組合でもきちんとした実績報告を受けて、国分寺市や小金井市さんでもその実績報告がこの一部事務組合で報告されることによって報告できるという形になって、3市の市民の理解がより進むのではないかなというふうに思いますので、そこは今後の検討としてぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(秋山薫君) 今の負担金に対する意見については、検討させていただきたいということで、 私のほうで預からせてもらいたいと思います。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ質疑を終結いたします。 本件について、御意見があれば承ります。 (「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ意見を終結いたします。 これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第11号の件は認定されました。 お諮りいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩

午後2時23分再開

○議長(秋山薫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第12号、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例を廃止する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第12号、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例を廃止する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、本条例で定める委員会の所掌事務が完了したため、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会を廃止するものであります。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(秋山薫君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。
- ○事務局長(高野賢司君) 議案第12号、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者 選定委員会設置条例を廃止する条例の制定について、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。ただいま管理者からの提案理由にもございましたように、条例で定める委員会の所掌事務が完了したため、事業者選定委員会設置条例を廃止するものでございます。

付則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ質疑を終結いたします。

本件について、御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第12号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) これより、議案第13号、浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第13号、浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本議案は、浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例を廃止する 条例の制定に伴い、新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会の報酬額を削除するものであり ます。

本条例は、公布の日から施行するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(秋山薫君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。
- ○事務局長(高野賢司君) 議案第13号、浅川清流環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及 び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

ただいま御審議いただきました新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会設置条例を廃止することに関連いたしまして、事業者選定委員会に係る報酬額を表から削除するものでございます。

恐れ入りますが、議案書の4ページ、5ページをお開き願います。新旧対照表で御説明いたします。 右側、旧の別表第1の表の一番下「新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」の部を削除

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。下から2行目、付則、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) これより質疑に入ります。

するものでございます。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ質疑を終結いたします。 本件について御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ意見を終結いたします。 これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第13号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) これより、議案第14号、平成28年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第 1号)の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第14号、平成28年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号) の提案理由を申し上げます。

補正額は、歳入歳出それぞれ2,411万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億2,324万9,000円 とするものであります。

歳入歳出予算の補正は、歳入では、繰越金の全額を開いて、2,411万6,000円の増。歳出では、その 全額を各構成団体に返還するため、事務経費清算金に計上するものであります。また、債務負担行為 の補正は、ごみ処理施設建設環境影響評価事後調査業務委託を新たに設定するものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(秋山薫君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。
- ○事務局長(高野賢司君) 議案第14号、平成28年度浅川清流環境組合一般会計補正予算(第1号) について、御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書と一緒に提出いたしました別冊の平成28年度浅川清流環境組合一般会計補 正予算(第1号)で御説明いたします。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出予算事項別明細書でございます。歳入歳出ともに 2,411万6,000円を増額補正するものでございます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。まず歳入でございます。款3繰越金、項1繰越金、9ページの説明欄、前年度繰越金2,411万6,000円を全額開いて、繰越金として計上するものでございます。

次の10ページ、11ページをお開き願います。歳出、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、 右側、11ページに移りまして、節23償還金、利子及び割引料の説明欄、事務経費清算金として2,411 万6,000円を計上するものでございます。

先ほどの管理者の提案理由にもございましたように、平成27年度決算において生じました剰余金 2,411万6,206円全額を平成28年度繰越金として歳入処理し、その同額を事務経費負担金の割合に応じ て構成団体に返還するものでございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。第2表、債務負担行為補正、環境影響評価事後調査 業務委託に係る債務負担行為を新たに設定させていただくものでございます。現在実施しております ごみ処理施設建設環境影響評価業務委託につきましては、評価書の作成を終え、平成28年度末で一旦 終了いたします。次の事務手続として事後調査業務を実施することになります。本業務は、施設の建 設工事が開始する平成29年度から施設稼働後における環境への影響が最大と見込まれる平成32年度ま での期間、現地調査を行い、評価書で予測評価した内容との比較検証を平成33年度末まで実施するものでございます。

本業務の契約日は、平成29年4月1日を予定しておりますので、平成28年度予算としての支出はございませんが、契約候補者の選定をプロポーザル方式で行う予定であるため、必要な契約事務手続を今年度中に開始させていただきたいと考えております。そのため、平成28年度から平成33年度まで一体事項となっている本業務につきまして、地方自治法第214条の規定により、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

補正予算の説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(秋山薫君) これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ質疑を終結いたします。 本件について御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ意見を終結いたします。 これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) これより、議案第15号、新可燃ごみ処理施設整備・運営事業に係る建設工事請負契約の締結の件を議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。大坪管理者。

○管理者(大坪冬彦君) 議案第15号、新可燃ごみ処理施設整備・運営事業に係る建設工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本議案は、新可燃ごみ処理施設整備・運営事業に係る建設工事の請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び浅川清流環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案をするものであります。

なお、入札の結果、168億1,776万円で日立造船株式会社東京本社を代表企業とする日立造船グループが落札いたしました。

詳細につきましては、事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- ○議長(秋山薫君) 事務局長から詳細説明を求めます。事務局長。
- ○事務局長(高野賢司君) 議案第15号、新可燃ごみ処理施設整備・運営事業に係る建設工事請負契約の締結について、御説明を申し上げます。

議案書の1ページ中段、工事名は新可燃ごみ処理施設建設工事でございます。

契約金額は168億1,776万円。予定価格は169億7,112万円でございます。

今回の事業方式は、設計、建設及び運営を一括して受託するDBO、デザイン・ビルド・オペレートの頭文字をとったものでございますけれども、公設民営方式で実施いたします。したがいまして、建設工事の予定価格は、括弧書きにありますように、運営費を含む予定価格264億4,800万円から運営費の上限107億3,400万円を差し引いた額157億1,400万円に、消費税額及び地方消費税額12億5,712万円を加算したものとなります。

契約方法は、総合評価一般競争入札で実施いたしました。

工期は、契約締結日から平成32年3月31日まででございます。

契約の相手方は、日立造船・五洋建設特定建設工事共同企業体でございます。構成員の代表者は、 東京都品川区南大井六丁目26番3号、日立造船株式会社東京本社環境営業統括部長、小木均氏でございます。

続きまして、3ページをごらんください。入札の経過でございます。2つの企業グループから申し込みがあり、非価格点と価格点を合算した総合評価点でまさった日立造船株式会社東京本社を代表企業とする日立造船グループが落札いたしました。

表の下の括弧書きでございます。会社名(代表企業)は、入札を設計企業、建設企業及び運営企業で構成される企業グループを対象に行ったため、各企業グループの代表企業を表示しておりますが、新可燃ごみ処理施設建設工事請負契約につきましては、落札した企業グループのうち、設計企業及び建設企業で構成される共同企業体との間で締結するため、当該契約の相手方の表記は異なっております。

恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開き願います。工事の概要でございます。

- 2、工事場所は日野市石田一丁目210番地の2でございます。
- 4、工事内容は今回、設計を含む建設工事となります。施設規模は1日228トンで、1日114トン処理できる能力の焼却炉を2基備えます。処理方式は全連続燃焼ストーカ炉方式。計画処理量は年間6万5,720トン。建屋高さは34メートル以下で、煙突高さは85メートル以上、独立構造としております。説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。
- ○議長(秋山薫君) これより質疑に入ります。幸野おさむ議員。
- ○8番(幸野おさむ君) 新可燃ごみ処理施設の整備・運営の事業者として日立造船・五洋建設特定建設工事共同企業体さんが選定されたということだと思います。

私自身も、審査講評というのがもう公表されていると思うのですけれども、これを見させていただきましたところ、かなり要求水準よりもすぐれた提案というものをさまざましていただいているということが審査講評の中で言われております。特に注目しているのは、審査講評の12ページ、13ページのところにその評価、講評が書いてあるのですけれども、例えば(1)設計建設業務に関する事項の②エネルギーの有効利用・環境負荷の低減・循環型社会への貢献ということに対して、清流グループ、これは日立造船さんなのですけれども、この提案は、特にすぐれた発電効率、売電量、 CO_2 削減量及び主灰の発生量削減の提案が評価されたということですとか、また、排ガス、騒音・振動等の要監視基準値についても要求水準よりすぐれた提案がなされ、評価されたと。③配置動線計画についても、両グループの提案とも、搬入経路に対する安全性及び渋滞緩和への配慮、プラットホームでの十分な安全対策、車両導線と投入エリアの完全分離、メンテナンスに配慮した空間確保が評価されたという

ことですとか、景観への配慮などもそうですし、(3)の事業計画に関する事項についても、③地域への貢献という形で、両グループの提案とも、地元企業の活用計画、地元企業への発注状況の確認方法、地元人材の活用・育成計画、イベント参加・情報公開などの周辺住民との信頼関係構築方策が評価されたということがうたわれております。

このことに関しては、それ以外にもかなりすぐれた提案があるということが言われているのですけれども、その提案書そのものがちょっとまだ公開されていないという状況で、それは企業のノウハウだったり、他社になかなか知られたくない情報等々もあるのだろうということは推察されるのですけれども、一方で、これは3市あるいは特に日野市さんもそうなのですけれども、この一部事務組合も住民合意というものを進めていくということがうたわれていると思うのですが、それにとっても非常に有効な提案がなされているのだろうというふうに推察されるのですね。そういうことを考えると、確かに公開できないものは公開できないということが当然あり得るということは前提として、公表したほうがより効果的なものというものも十分あるだろうというふうに私自身思っておりまして、それは時期時期によって公表できるもの、できないものがあるのも承知はしているつもりなのですが、この辺はきちんと住民の皆様の理解をさらに進めていくということにもつながっていくことだと私は思っております。日野市さんが中心に御努力されていること自体は、私たちも大変頭が下がる思いなのですけれども、一方で、この事業者の方がさらにいい提案をされているということを鑑みたときに、こういったこともぜひ公表することも含めて前向きに御検討いただけたらなというふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

○議長(秋山薫君) 答弁を求めます。事務局長。

○事務局長(高野賢司君) ただいまお話のありました審査講評等々、それから御質問の趣旨は、 今回提出された提案書について公表したほうがより住民の理解が深まるだろうから、それを提案した らどうかというような御提案というふうに受けとめました。

この提案書でございますけれども、先ほど幸野議員がおっしゃられた例えば審査講評のエネルギーの有効利用、特にすぐれた発電効率というようなことをおっしゃられましたけれども、まさにこういうところが事業者が持つ固有のノウハウが記載されているところでございます。今回、総合評価一般競争入札で行われましたけれども、このような契約案件では、競争である以上、競争の相手方がどのような提案をしたのか、それは競争に勝った者、それから競争に勝てなかった者、双方興味がございます。その情報が次の競争入札の材料にもなり得るというふうなことから、提案内容を公表することは現段階ではできないというふうに考えております。

先ほど議員のほうから御説明がありました審査講評の中の加点審査の項目の欄が非常に抽象的な表現になっているということは、このような理由からでございますし、また今回、事業者を選んでいただいた事業者選定委員の皆様からも提案書は回収しております。それは、そういった企業のノウハウ、それがまたその企業にとっての競争のときの一つの材料になるものですから、それを今すぐ公開せよというふうなことをおっしゃられても、それは基本的には公開できません。公開するに当たっては、当然、提出された事業者サイドがどこまでできるのかということの照会もしなければいけないということがございます。

ただ一方で、この提案書をもとに、本日この議案を可決していただいて、契約が締結されれば、す

ぐに設計の協議に入ってまいります。設計の協議、それから建設と進んでまいるときには、当然これら提案書がベースとなって組合、それから事業者がお互いに協議をしながら、どういったいいものをつくっていこうかというもののベースになりますので、時期が来れば公表できるものも当然あると思いますし、また逆に、組合としても、組合議会の皆様、それから3市の市民に対して御説明する責任が出てまいると思います。それは、これまで環境影響評価、それから事業者選定の情報も、その都度都度、お知らせしてきたことと同じように、今後の建設、それからそれを踏まえた運営についてもお知らせすべきことはお知らせしていくということは当然のことだと思いますので、そのような方向で現在は考えています。ただ、提案書はそういった性格を持っているものということの御認識はいただきたいと思います。

- ○議長(秋山薫君) 幸野おさむ議員。
- ○8番(幸野おさむ君) 今の答弁で了としたいと思っております。一方で、私は何ゆえ求めているかといいますと、今言われた環境影響評価の事後調査、これにも大きな影響を与えていく中身なのかなというふうに思っておりますし、また一方で、地域住民の皆様にはまださまざまいろいろ御意見があるということも承知しております。そういう中で、一部事務組合としての姿勢というものがやはりこういう場面で問われてくるのかなというふうに私自身は思っておりまして、そういう意味で、できることに関してはぜひ公表して、実績も積み上げているのだということ自体も御説明していただくということが必要なのかなというふうに思った次第でございます。

最後に、きょう一緒に資料で出していただいた決算の審査意見書で、監査委員の方からも最後の意見・要望のところでこういうふうに言われています。「今後、施設の建設・運営にあたっては、3市との連携を密にするとともに、積極的に情報を開示し、住民への説明を十分に行って進めていただくよう要望する」ということが監査委員の方からも出されている意見だと思いますので、私も全くこの意見に同意をしているところでございますので、先ほどの答弁に基づいて、ぜひ前向きに進めていただきたいということを求めて終わりたいと思います。

○議長(秋山薫君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ質疑を終結いたします。 本件について御意見があれば承ります。

(「なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) なければ意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

○議長(秋山薫君) これより、日程第10、議員派遣の件を議題といたします。 お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第98条の規定に基づき、閉会中において 議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名については、議長に御一任をお願いしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(秋山薫君) 御異議ないものと認めます。よって、本件については議長一任と決しました。

○議長(秋山薫君) 本日の日程は全て終わりました。 これをもって平成28年第2回浅川清流環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時48分閉会

地方自治法第123条第2項及び浅川清流環境組合議会会議規則第74条の規定により署名する。

浅川	清流環境	組合議会	議長	秋	山		薫
署	名	議	員	田	頭	祐	子
署	名	議	員	中	根	<u>=</u>	枝